

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

1 第三者評価機関

名称	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	認証番号	第2号
所在地	盛岡市三本柳8-1-3	評価実施期間	平成24年12月1日 ～平成25年2月25日

2 事業者情報

事業者名称(施設名) 平館保育園	種別: 保育所
代表者氏名: 理事長 遠藤武司 管理者: 園長 遠藤一子	開設年月日 平成21年4月1日
設置主体: 社会福祉法人 杉の子会 経営主体: 社会福祉法人 杉の子会	定員(利用人員) 90名
所在地: 岩手県八幡平市平館26地割30番地	
TEL 0195-74-2025 FAX 0195-74-2039	

3 総評

<p>◇ 特に評価の高い点</p> <p>○ 保護者の働く権利と地域の子育ての灯を守ろうとする積極的な方針</p> <p>社会福祉法人杉の子会の設立は昭和50年であるが、その前身は昭和46年(1971)、民家の2間を借用し、産休明けの職場復帰を前に苦悩する女性教員の乳児を預かることから始めた無認可園(現、杉の子保育園)である。法人は「保護者の働く権利を守り、子どもを安心して預けられる保育園」として40余年間、地域の保育のニーズに応えつつ、3つの保育園と学童保育所・子育て支援センターを運営し「地域の子育て支援をする保育園」へと発展してきた。</p> <p>このような複合的な経営体制となったことを機に、「長期計画(平成21～25年度)」を策定し、保育園等の経営、建物・設備の改築と整備、職員育成と研修、保育目標・保育活動・保育計画等について基本的考え方を示し、さらに「これまで培ってきた保育事業の提供の場を広げる」との考えに立って、市立保育所の民間移管募集に対し積極的に対応する方針を表明している。少子化が進む中で、困難ではあっても、地域の子育ての灯を守る立場を掲げていることは特筆されるものである。</p> <p>次期長期計画(平成26年度～)の策定に当たっては、経営の核となる法人組織体制の整備と人材育成のいっそうの具体化が期待される。</p> <p>◇ 改善が求められる点</p> <p>○ 職員や利用者・関係者にわかりやすい「理念」「基本方針」の明文化を</p> <p>・法人の「経営理念」・保育所の「経営理念」について</p> <p>法人の経営理念『「我ら地球人」みんなの笑顔のために一子ども・保護者・利用者・地域・地球』は、法人設立20周年を機に平成4年、園創設者の「自然と大地と食物の恵みと力を保育に取入れ、すべての生命の源である美しい地球を未来永劫子どもたちへつない</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

でいく」との思いを受けて明文化された。

この壮大な理念については、法人全体の考え方（信条）として受け止めることは出来るが、保育所の「保育理念」は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法等に基づき、保育所の使命・役割に関する考え方について具体的に示されていることが必要である。

このような視点から、法人の理念を踏まえ、別途「保育所の理念」を策定することが望ましい。

・基本方針について

「基本方針」は、実施する保育・保育サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものであり、職員の行動規範となるものであることから、より具体的な表現（内容）が求められる。

関連する種々の基本文書の見直し・整理と合わせて基本方針の明確化を図るよう期待する。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

色々と学ぶ機会となり、気づきもありました。これからも見直しを重ねて、伝わる運営を心掛けていきます。ありがとうございました。

5 各評価項目にかかる第三者評価結果  
(別紙)

施設名 **平館保育園****共通基準****評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織****I-1 理念・基本方針****I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。**

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	<b>b</b>
<p>法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。</p> <p>社会福祉法人杉の子会の設立は昭和50年であるが、その前身は昭和46年(1971)、民家の2間を借用し、産休明けの職場復帰を前に苦悩する女性教員の乳児を預かることから始めた無認可園(現・杉の子保育園)である。平成4年、園創設者の「自然と大地と食物の恵みと力を保育に取り入れ、すべての生命の源である美しい地球を未来永劫子どもたちへつないでいく」との思いを受けて、『「我ら地球人」みんなの笑顔のために』を経営理念として明文化した(平成24年8月、見直し)。この壮大な理念については、法人全体の考え方(信条)として受け止めることは出来る。しかし保育所の「保育理念」は児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法等に基づき保育所の使命・役割に関する考え方について具体的に示されていることが必要である。このような視点から法人理念を踏まえ、より具体的な「保育所の理念」の策定を望む。</p>	
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	<b>b</b>
<p>法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。</p> <p>基本方針に該当すると思われる文書は、平館保育園を含む3園共有の「保育目標」(6項目)の他に、「保育士の指針」・「卒園する日の姿」を明文化し、さらに、「法人訓」「事業内容と事業実施方針」など多種類に及んでいる。これらの文書は、法人の約40年余の長い歩みの過程で、それぞれ必要に応じて定められて来たものと思われる。「基本方針」は、実施する保育・保育サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものであり、職員の行動規範となるものであることから、より具体的な表現(内容)が求められる。種々の基本文書の見直し整理と合わせて基本方針の明確化を図るよう期待する。</p>	

**I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。**

I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	<b>b</b>
<p>法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>法人長期計画、年度事業計画、杉の子会経営理念(等)の文書を職員へ配布し、園職員会議(月2回)や主任打合せ等において説明する機会を設けている。なお、前述の通り、理念並びに基本方針は保育所の「保育理念」を具体的に表現し、職員の行動規範となるよう簡潔な表現へと見直し・改訂し、園内外の関係者が共有できるものとなるよう期待したい。</p>	
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<b>b</b>
<p>法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>保育園の保護者会において「入園のしおり」=理念・基本方針・保育目標・保育活動のあり方等を収録=を配布し、法人と園の保育に対する基本的な考え方や姿勢、保護者へのお願等について、理解と周知に取組んでいる。保護者会の役員会(年4回)、総会(年2回)を通して継続的な周知に努めているが、保護者以外の地域に向けた広報紙の配布は、個人情報に配慮し行っていない。なお、現在ホームページの立ち上げを準備中であり、今後の地域、関係者を対象とする広報活動の積極的な推進に期待したい。</p>	

**I-2 事業計画の策定****I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。**

I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	<b>b</b>
<p>経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。</p> <p>法人は、市の公立保育園民間委託方針を受け、「これまで培ってきた保育事業の提供の場を広げる」との考えに立って積極的に対応し、市立平館保育園の経営を受託した(平成21年4月)。これにより法人経営の3園(杉の子、森の子を含め)と学童保育所、子育て支援センターの複合的な経営体制となったことを機に、「長期計画(平成21～25年度)」を策定した。計画では、保育園等の経営(定員の推移)、建物・設備の改築と整備、職員育成と研修、保育目標・保育活動・保育計画(等)について基本的考え方と骨子を示している。しかし、現状分析や課題・計画の具体的推進体制、収支計画等を明示するには至っていない。法人として次期計画(平成26年度～)策定に向けて、計画の見直しと策定手順等の研究に取組む予定である。</p>	

I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	b
<p>各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。</p> <p>各年度の事業計画は基本方針に則って、事業の重点、保育目標、保育内容、資金計画等について主要点(骨子)の明示にとどまっている。また、計画が3園共有の記述となっていることから、それぞれの園の実状を踏まえた目標設定、体制、見直し評価等の進捗状況管理の取組について具体的に明記することが求められる。</p>	

## I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a
<p>各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p>事業計画の検討は、園の各部署打合せ→主任会議→園職員会議→合同職員会議→園長会議の各段階ごとに随時行うこととしている。中でも、毎月「職員個別意見書」の提出を求めると共に、園職員会議において、当月の反省点等を報告・協議・確認(園長の助言)を行うキメ細かな取組は特筆される。なお、この積み上げた結果は、翌年度の事業計画へ反映することとしているが、年度中間での評価＝進捗状況や後半期の課題＝を明文化する必要がある。</p>	
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a
<p>事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>法人の長期計画、園の事業計画、部門別計画、年間保育活動計画等を職員へ配布し、職員会議で説明、周知、理解を促すよう取組んでいる。また、前項で記した通り「職員個別意見書」や園職員会議を通して、反省・確認等の継続的な取組を行っている。</p>	
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
<p>各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>保護者へは「入園のしおり」をもとに、理念・基本方針・保育目標・年間計画・一日の暮らし等について説明すると共に、「園だより」(A3判・月刊)を通して保育園の多岐に及ぶ活動や姿＝子どもの暮らし、月の計画、保護者へのお知らせ、トピックス、育児や保健のポイント、地球に優しいコーナー(等々)＝を掲載し、園の活動を生きいきと伝えている。また、保護者会や個別面接(年2回)に取組み、保護者と向き合い、相互理解に努めていることは高く評価される。</p>	

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

## I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
<p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>平館保育園々長は、社会福祉法人杉の子会の前身となる無認可保育園の創設から40余年間、法人と施設運営の要として、保育一筋の道を歩んで今日に至っている。</p> <p>園長の役割と責任については、長期計画の「保育活動のあり方」の項に明記すると共に、年度の「職務分担表」に示し、園職員会議において、保育園運営や保育実践上の課題等を丁寧に助言・指導にあたっており、会議録からも具体的な指導等の内容がうかがえる。</p>	
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>保育園の役割や社会的責任を遂行するための基本的関係法令・通知集(児童福祉六法、保育所運営ハンドブック)を園事務室に備付けている。又、管理者として全国及び県レベルの会議・講習会へ出席し、関係する法・制度改正の情報把握に努めている。しかし児童福祉・保育分野の法令にとどめず、雇用・労働・防災・食品衛生・環境・交通安全など、法人・施設経営において必要とされる法令等に広げりスタ化し、組織として資料を整備すると共に、職員研修等を通して周知を図る取組が求められる。</p>	

## I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は、法人の「理念」・「保育目標」・「卒園する日の姿」の基本方針を受けて、月別・年齢別の保育計画を各担当者打合せ→主担当打合せ→主任会議→園職員会議の組織協議を経て策定し、その毎月の実践状況の評価・反省を組(年齢)ごとに詳細にまとめる取組を行っている。さらに園共通の給食、用務、安全・衛生・環境整備、畑作り、保健等の各計画についても月毎のまとめを行っている。園長は、これらの記録すべてに対し、評価コメントを記し、園の保育の質の維持向上を図るべく指導力を発揮している。</p>	
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a
<p>施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は、平館保育園の民間受託を機に、多様な保育関係事務の効率化を図るために「園児管理システム」を導入(平成20年)し、子ども一人ひとりの基本情報と保育情報を一体的に記録・管理し、保護者への連絡帳へも連動する仕組みとし、記録に要する時間の省力化を図っている。さらにこれら多岐に及ぶ情報や保育記録から必要に応じて、課題別に集計、統計・図表化・分析を行い、保育業務の検証に即活用できる仕組みの構築に取り組んでいる。経営・会計管理については、会計事務所と契約し、毎月の訪問による助言・指導を得ている。また、職員個別意見書や保護者からの要望・意見を受け止め業務改善へ具体的に、反映する取組を続けている。</p>	

## 評価対象II 組織の運営管理

## II-1 経営状況の把握

## II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
<p>事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</p> <p>法人・園として全国及び県・市レベルの保育関係の各種会議・研修等へ参加し、児童福祉や保育分野の外的環境や新たなニーズ把握に努めている。特に地元市の行政当局と市内保育園との連携・子育て支援センターとの協働を重視し、地域の保育ニーズや施策の方向性を把握し、それに積極的に応えるべく長期計画の見直しを行うこととしている。</p>	
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	b
<p>経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。</p> <p>「園児管理システム」「会計システム」の導入により、保育サービスや経営状況の現状分析、課題の発見、ネットワークを活用した他園との経営比較も行える状況となっている。</p> <p>これら経営課題については、法人・3園の園長会議で検討することとしているが、その検討結果が長期計画の見直しや年度の事業計画にどのように反映されているか、明確に記録されていないのは残念である。</p> <p>また、経営課題を職員へ周知、検討する取組も望まれる。</p>	
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	非該当

## II-2 人材の確保・養成

## II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	b
<p>目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。</p> <p>法人の長期計画『Ⅲ-3、職員の育成と研究研修』の項に、「職員の育成に力を注ぎ、人間としての品格と実力を兼ね備えた人材を創出する」と記し、初級・中級・上級研修の段階別育成の考え方・枠組を示している。しかし、法人の将来計画(公立保育園の新たな民間委託への対応、病後時保育など)並びに各保育園の機能にとって必要な人員体制に関する検討は十分とはいえない。地域的に保育士の確保が困難な状況下であることから、中長期的視点に立って、次期計画において具体化が求められる。</p>	

II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c
<p>定期的な人事考課を実施していない。</p> <p>人事考課に関する客観的な「基準」は定められていない。          長期計画の「保育活動のあり方」の項に示す職責別役割＝①園長の役割、②主任保育士の役割、③保育士の役割、④栄養士兼調理員の役割、⑤調理員兼用務員の役割、⑥事務員の役割＝を踏まえて考課基準の明示が望まれる。          又、現在、毎月実施している「職員個別意見書」と「面接」を連動させた仕組みとすることで、考課の客観性・透明性への第一歩となると考える。</p>	

## II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>法人は事業実施方針として「保護者が働きながら子育てできるような安心して預かれる保育園」を目指すこと、そのために「職員も子育てしながら働ける職場とする」ことを掲げている。          さらに職員が結婚・出産を経つつ働き続けられるよう、平成24年度事業計画に①自分の健康、家族の幸せを大切に、②我が子を育てることが仕事のレベルを上げる、③仕事は時間内に終わる、④継続研修で職員資質のレベル向上を挙げ、この考えを職員間で共有できる職場作りに努めている。中でも職員の急な休暇(病気、家庭事情など)に対応する法人内3園の相互補充の取組は特筆される。毎月の「職員個別意見書」で職員個々の1ヶ月の振り返り・次月の目標・困っていること等を把握し、改善を要する場合は、本人面接、園長会議等を経て対応する仕組としている。</p>	
II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b
<p>職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。</p> <p>福利厚生に関しては、杉の子厚生会を組織し、慶弔見舞、親睦会、旅行等により職員間の交流を図っている。又、職員の人的成長をねがって書道・茶道・華道・和太鼓などの趣味の会の開催を支援する取組を継続している。健康の維持管理については、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、病原菌検査を実施している。          なお、法人全体の事業拡充により職員数が50名を超える組織となっていることから、現時点では労働安全衛生法上の義務職場に該当しないが、同法を参考に各職場に衛生委員を設け、組織として労働安全衛生全般に取組むよう体制作りを望みたい。</p>	

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
<p>組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されているが、十分ではない。</p> <p>教育・研修に関する基本姿勢は、法人長期計画の「職員の育成と研究研修」の項に「人間としての品格と実力を兼ね備えた人材を創出する」と簡潔に記し、勤務年数の区分を基に「初級→中級→上級研修」について、その目的と取組み内容の枠組を示している。          しかし、前提となる人材育成指針や教育・研修規程等が未整備であり、組織が職員に求める職種・職責別に対応する能力や習熟すべき専門知識・技術・必要な資格等について具体的な明示が求められる。</p>	
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
<p>職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。</p> <p>職員一人ひとりに対し、単年度の研修計画(外部研修・内部研修)を示し、受講の具体化に取り組んでいる。しかし、個別の職員ごとの研修計画の立案には至っていない。          法人・園の将来を担う中長期の人材育成計画の一環として、「キャリアパス(長期的な職務の道や展望)」の考えに立った個別計画の具体化が必要と考える。</p>	
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。</p> <p>単年度の研修計画に基づき外部研修を受講した職員は「復命書」により①学んだことの要点、②学びをいかに職務に生かせるか－を報告するようしており、必要に応じて報告会を開催している。          法人内研修も年計画を立て、臨時職員を含む全職員を対象にほぼ毎月開催している。しかし、いずれの研修も修了後の受講者アンケートの集約はなされておらず、その評価・分析を行うには至っていない。法人内に研修委員会を組織し、職員参画型の体制整備が必要と思われる。</p>	

## II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	<b>b</b>
<p>実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。</p> <p>法人・保育園として「実習生受入れマニュアル」を策定し、専門学校生の保育実習・調理実習と、中学生・高校生の職場体験学習を受け入れている。しかし、実習生受入れに関する意義・方針は明文化されていない。又、専門学校、高校、中学校の各段階に対応する指導項目を明示したカリキュラムの整備も求められる。</p> <p>平館保育園では、今年度は高校家庭科学科学生(7名)、中学生(3名)の体験学習を受け入れている。</p>	

## II-3 安全管理

## II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	<b>a</b>
<p>事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。</p> <p>24時間ビデオ撮影がされ、(7~8か所に設置)子供たちの在園中の活動が記録されている。事故等の検証にも活用され、「原因不明」ではなく、はっきりと保護者にも事故発生時の状況や責任所在を説明できる体制になっている。</p> <p>ノロウイルス感染症対策等については、「予防マニュアル」が整備され、大型調理施設と同様の基準で対応していることや、感染防止等について危機管理マニュアルが整備されている。また、保護者への緊急時連絡網などは「携帯メールシステム」を活用しており、緊急時はパソコンから発信できる仕組みを整備している。電源も最小限の確保を行っている。</p>	
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	<b>b</b>
<p>地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>「危機管理マニュアル」が整備(平成24年10月一部改正)されており、殆どの災害を想定した内容となっている。基本的には「防災・危機管理体制」が確立しているが、備蓄(水・ミルク・米・野菜など)量や防寒用具等が不十分であると事業者見解もあり、備蓄庫を含め整備を検討中とのことである。今後も予算確保と計画的な購入を進められたい。</p> <p>また、岩手山の噴火防災マップ避難区域ではないとのことであるが、強風発生の地域でもあることから、強風時の訓練については、防災行政からの確認と検証が必要と思われる。防災マップは職員、利用者が見える場所に掲示しておく必要がある。</p>	
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	<b>a</b>
<p>子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。</p> <p>①に記載している通り、24時間ビデオ撮影がされ、子供たちの活動が記録されている。「ヒヤリハット」事例についても、要因分析など統計資料が活用されており、システムの活用により安全確保の視点からリスク把握・対策を随時実施している。また、朝夕の安全確認点検表をもとに手順が決まっており、実践されていることは大きな予防の柱となる。園内部の遊具についても安全確保の視点から、コーナーを設定し設置されており、事故の未然防止に努めている。</p>	

## II-4 地域との交流と連携

## II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	<b>a</b>
<p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。</p> <p>「地球の大自然の中でいっぱい遊び、自然を大切にできる子」との保育目標と保育計画(地域との連携)を基に、園活動の中に畑作りを位置付け、自然・作物・食物に直接ふれることや、農作業を通して祖父母と交流する試みを継続的に進めている。</p> <p>又、地域の四季折々の各種行事へ役割を持って(地域の子供の一人として)参加する機会を大切に、保護者、地域と共に子どもの成長を見守っている。</p>	
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	<b>a</b>
<p>保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っている。</p> <p>「保護者の働く権利を守り、子どもを安心して預かれる保育園」「地域の子育て支援をする保育園」を目標に、保育園と子育て支援センター、行政・関係機関等と連携し、地域の育児相談、子育て勉強会、親子でのあそぼう会など多様な取組を展開している。保育活動を通して祖父母や地域の子どもの交流行事の開催、地域の乳幼児の一時保育等、種々の取組を通して、地域の理解を得る努力がみられる。</p> <p>地域への広報は、子育て支援センター発行の「そよ風」「原っぱ」(各年6回発行)で、市内の育児等の行事情報、子育て・保健等の豆知識、地域のミニ情報等、市内全戸を対象に幅広く提供している。</p>	

II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。</p> <p>ボランティアの登録受入名簿はあるが、受入目的が明記されていないので、実習生受入要領に準ずる「ボランティア受入要領」を、同様に整備しておくことが求められる。</p> <p>施設のパンフレット作成時に実習生・ボランティアの受け入れは、福祉人材の育成に貢献することの意義を入れるなどの工夫をされたい。</p>	

## II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
<p>保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。</p> <p>町内会の関係機関・団体代表者の資料や行政、保育・児童福祉関係者、学校、病院、消防、警察等のリストを作成しており、代表者等には運動会や各種行事への案内に活用している。また、建物維持管理の関係業者連絡先等も整理・手順化されているなど、緊急対応が可能な体制となっている。</p> <p>各種行事・事業等の案内や必要な緊急情報については、パソコンシステムにより、保護者・関係機関にメールで通知が届くシステムを整備している。</p>	
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。</p> <p>前項で記述した通り、各種の地域関係機関・団体との連携は、「子育て支援センター」のネットワークを核に確保されている。さらに岩手地区(郡)保育協会の会議・研修等において、地域の保育課題や事例検討に取り組んでいる。</p> <p>法人杉の子会の評議委員に三園の保護者会長が利用者の立場から参画しており、法人事業・保育活動への理解・協力を得る上で大切な存在である。</p>	

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
<p>地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。</p> <p>平館保育園は、市からの民間移管(平成21年4月)後、法人内の3園と学童保育所・子育て支援センターが一体となって「地域の育児支援をする保育園」を目標に掲げ、地域の保育ニーズ、保護者のニーズに応える多様な取組を行っている。</p> <p>保護者アンケートでは、「子育ての考え」「園への期待」「送迎時間」「食育」「生活リズム」をはじめ育児への要望・意見を把握し、保育に反映することに努めている。又、地域の乳幼児の「一時保育」「育児相談」の中からニーズや課題の発見に努めている。</p>	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a
<p>把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。</p> <p>「地域からの要望については、可能な限り地域貢献のため引き受けたい」との考えから、保護者や地域のニーズに応えようと積極的な事業推進を行っている。例えば保育時間についてみると、早期保育(7:00~7:30)、夕方保育(17:30~18:00)、延長保育(18:00~19:00)、土曜日保育(13:00~17:30)、休日(祝祭日)保育を実施し、働く保護者を保育を通して支援する体制を整備している。さらに、地域の乳幼児を対象とする「一時保育」に取り組むと共に、子育て支援センターの種々の活動(育児相談、育児教室、サロン、サークル等)と連携・協力した活動を展開している。又、今後、市立保育園の民間委託の募集があった場合は、それに応え「これまで培ってきた保育事業の場を広げる努力をする」(長期計画)方針である。少子化が進む中で困難ではあっても、地域の子育ての灯を守る立場を掲げていることは特筆される。</p>	

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

## Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>一人ひとりの子どもを尊重した保育にかかる基本姿勢は、保育理念、保育目標、卒園する日の姿、保育課程、年間保育活動に明確に示されている。組織内での共通理解を図る取り組みでは、法人三施設で定期的な会議を行っているが、法人の経営理念をはじめとして、杉の子の法人訓、事業内容と事業実施方針、保育理念、保育目標、保育士の指針、卒園する日の姿、保育課程、年間保育計画までの一連の内容を深める話し合いや討議を確認することは出来なかった。経営理念から保育計画まで、連続性のある基本姿勢として整備することも検討される。また、子どもの権利擁護の視点として、児童虐待DVを含めた研修の機会が求められる。</p>	



Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	C
<p>子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p> <p>本評価項目におけるプライバシーとは、利用者が他人に見られたり知られたりすることを拒否する自由が保護されているという視点になる。個人情報保護に関する取組は、本評価基準にいうプライバシーの対象となっていない。訪問調査において、保育所からの保護者への電話において、保育所の名前を出さないでほしいなどの要望に応じていることが説明された。今後は、年長児のおもらしや着替え等の対応、登園時のパソコン画面の取り扱い、保護者からの個別の相談空間の配慮などについて、保育におけるプライバシーについて職員間で話し合い、必要な事柄を規定やマニュアルとして整備することが求められる。</p>	

## Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	C
<p>利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。</p> <p>保護者の意向を把握する目的で、行事ごとのアンケートやクラス担任による個別面談を定期的に行っている。また、育児相談として園長自らが相談に応じている。しかし、登園から日中の保育活動、給食、おやつ、お集まり等、保育園の一日の保育や保育サービスに対する利用者満足度を把握することは確認されなかった。今後は、個別面談や育児相談に加えて、保育園の一日の保育や保育サービスに関する保護者・子どもへの満足度調査を実施することが望まれる。そのためには把握の仕組みとして委員会等を設けて、計画的に実施し、把握した結果を分析し、利用者へのフィードバック、改善策を掲げる取組が求められる。</p>	

## Ⅲ-1-(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	b
<p>保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>保護者の相談や意見等に対する保育所の姿勢を示すものとして、毎年度「入園のしおり」を通して説明を行っている。日々の取組としては、保護者と園の「連絡ノート」を活用して、クラス担任が細かな意見や相談に応じている。「ご意見箱」を設置しているが、これまでに投書はされていないことが説明された。相談や意見を述べやすい環境を整備することとして、保護者との面談や連絡ノートの他に、電話やメール等の複数の相談方法や相談相手を選ぶことを資料にして配布したり、わかりやすく説明した掲示物を掲示するなどの工夫が望まれる。</p>	

Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	C
<p>苦情解決の仕組みが確立していない。</p> <p>法人の苦情解決として苦情解決規程が整備され、入園のしおりに苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が示されている。保護者への苦情受付を説明する資料は、入園のしおりにご意見・ご要望として示されているが、苦情としては明記されていない。実際の苦情受付の現状と対応は、園児管理システムにおいて保護者との連携・課題分析の項目で、意見・要望・苦情として申し出の経過、内容、原因の分析、園長の及び主任のコメントが記述されている。今後は、苦情解決の仕組みを保護者に説明し、意見や要望と苦情の取り扱いを仕分け対応する仕組みが必要と言える。また、理事会と合同での委員会開催となっていること、公表がされていないことなど苦情解決の仕組みとしては適切とはいえない。改善整備が求められる。</p>	
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C
<p>保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。</p> <p>保護者からの意見等に対する迅速な対応は、連絡ノートに記載された内容をクラス担任が把握し、必要な事項は園長に報告されている。また、朝の登園の際に玄関に設置されたパソコンで、保護者や園児の状況を備忘録として記述し、対応する仕組みが説明され確認することができた。しかし本評価の判断基準となる対応マニュアルを整備し取り組んでいない。そのため現在対応している仕組みをマニュアルとして整備することが望まれる。</p>	

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

## Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	b
<p>保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。</p> <p>自己評価は、今回の第三者評価と併せて当保育所としては初めて実施された。主任保育士が中心になり、同じ担当メンバーで自己評価を行い、最終的には園長を含めた幹部職員で取りまとめたことが説明された。今後は、自己評価・第三者評価を行うための規定や要綱を設けることが望まれる。また、今回の自己評価・第三者評価を受けて、評価結果を組織として分析・検討し、次への取組課題を整理することが求められる。そのためには、事業所の職務分掌に委員会等の担当部署を設けることが望まれる。また、単年度で全ての項目について取り組むことは難しいので、数か年に渡って取り組むべき課題を計画的に整備することも考えられる。</p>	

III-2-(1)-(2) 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	C
<p>評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。</p> <p>前項①のコメントと同様である。</p>	

III-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	C
<p>提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。</p> <p>日々の保育は、保育課程、年間保育計画、各期の計画、月毎の計画、週の計画とで定められていることが確認できる。本評価の対象となる内容は、保育士としての1日の基本的な業務に関する事柄である。登園場面での保育士の業務内容、自由遊びの保育士の業務内容、リズムでの保育士の業務内容、昼食での調理員・保育士の業務内容など、保育所の1日の時間の流れに沿った業務の手順が文章化されていることが判断基準となる。安全確認のための手順書は設けられていることから、保育所の1日の流れに沿って、保育士配置、基本業務、保育場面毎の配慮事項など、必要な保育内容から標準的な実施方法として手順書の作成が求められる。</p>	
III-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
<p>標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。</p> <p>前項①の評価項目との関連から、個々の保育場面における手順書を作成する委員会等の部署の設置や手順書作成要綱等の必要性を含めて、事業所内での検討を行い、見直しや検討を組織的に行うための仕組みづくりが望まれる。</p>	

III-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
<p>一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。</p> <p>一人ひとりの子どもの記録は、「園児管理システム」で記録される仕組みになっている。「園児管理システム」は、保育園の業務管理から保育日誌、クラス日誌、個人の保育日誌、個人の生育・健康管理、世帯状況、保護者との連携・課題分析と幅広い情報を網羅し、記録の根幹となっている。「園児管理システム」は、個々の保育士が外部に持ち出すことは出来ず、保育所外のサーバーで管理され危機管理対応している。今後は、実際運用されている「園児管理システム」の取り扱いに関する規定・要綱を設けることや日誌等の記録内容の書き方の統一した研修などの取り組みが望まれる。</p>	
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>管理運営規定の第4章文書管理が規定されている。記録は「園児管理システム」で管理されているが、上記の評価項目と同様に訪問調査において「園児管理システム」の取り扱いに関する規定や要綱を確認することが出来なかった。また、管理運営規程における第4章文書管理の内容と「園児管理システム」の運用の整合性が図られていない。今後は、電子データでの保存や紙面での保存を含めて、記録に関する取り扱いを精査し、記録の管理責任者を明示して検討することが求められる。法人の個人情報・プライバシー保護マニュアルには、利用者から情報の開示が求められた際の規定が明確にされていない。個人情報や守秘義務の研修を行うことを含めて、早急な検討が求められる。</p>	
III-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	C
<p>一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を開催していない。</p> <p>職員間の情報の共有は、月に一度の三施設合同の会議の後に各保育所毎の会議が開催されている。日常の職員間の情報の共有は、個々の子どもや保護者の状況について朝の打合せで行われている。その他に白板を用いたり、「園児管理システム」を通して全職員が共有できる仕組みになっている。気になる子どもや保護者の情報は、「園児管理システム」で記録される仕組みになっているが、個別でのケース会議は実施されていない。今後は、個別の状況について検討する仕組みを構築すること、「園児管理システム」における「伝えるべき情報」「伝えてはならない情報」や「速やかに伝える情報」等を検討・整理することが求められる。</p>	

### III-3 サービスの開始・継続

III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

III-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	C
<p>利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供していない。</p> <p>入園希望者以外への保育情報提供はしてこなかったこと、ホームページは本評価に合わせて開設したことが説明された。入園のおしりを簡潔に整理したようなパンフレットを作成することも望まれる。</p>	

Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	b
<p>保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>保育園の利用の説明においては、毎年度「入園のしおり」を通して説明会が実施されている。入園のしおりに加えて、休日保育、延長保育、一時保育の内容を記した説明文書の整備が必要とされる。また、保育サービスが利用契約の制度であることから、当園の保育サービスの説明を受けて同意したことを記する仕組みが必要と言える。</p>	

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p>保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。</p> <p>サービスの継続性に関しては、年長児の小学校入学に際して小学校側から保育園に児童の様子を見に来る仕組みが設けられている。また、希望者には就学支援個票を作成し、教育委員会と連携し支援の継続性に配慮した仕組みが整備されている。保護者の都合で、保育園を変更することを想定して、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎの内容を定めておくことが求められる。</p>	

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b
<p>子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもや保護者の身体状況や生活状況、家庭状況は、「園児管理システム」で把握する仕組みになっている。「園児管理システム」には、発達段階に即したアセスメント表が設定され、一人ひとりの園児の成長発達がチェックできる仕組みとなっている。「園児管理システム」において、アセスメントを行うことにはなっているが、アセスメントを行う時期や体制、保育計画との連動性を明記した規定や要綱が整備されていない。個々のアセスメントから保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順を定めた規定や要綱などの整備が求められる。</p>	

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	b
<p>子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。</p> <p>指導計画は、保育課程、年間保育計画、各期の計画、月毎の計画、週の計画と関連性を以って作成されている。クラス担任が中心になり作成され、保育の内容を色分けして確認しやすい内容となっている。0歳児については、個別の計画が作成されている。具体的な取り組みにおいては、個々の課題についての支援や援助内容の記述が曖昧で連続性を確認することが出来なかった。年間計画をはじめ、各計画がクラス担任一人で担っていることから、複数で作成し評価・見直し体制の整備が検討される。個々のアセスメントから保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順を定めた規定や要綱などの整備が求められる。</p>	
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c
<p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。</p> <p>指導計画の見直し策定は、クラス担任が毎年度同じクラスを引き続き受け持つ仕組みであることから、クラス担任が行っている。前の評価項目と同様に見直しには複数体制が基本であり、個々のアセスメントから保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順を定めた規定や要綱などの整備が求められる。</p>	

## 内容評価基準

## A-1 保育所保育の基本

## A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

<p><b>A-1-(1)-①</b> 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。</p>	<b>a</b>
<p>保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。</p> <p>・保育課程が、保育の方針や目標に基づき、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨をとらえ、入所している子どもの発達過程や地域の実態、家庭の状況等から、安心して過ごせる適切な環境が整備されている。また、安全面への配慮から全園防犯カメラを設置し事務室で確認できている。保育時間は平成21年3月に全職員で見直し改善をしている。今後とも定期的な見直しで地域の実態や家庭の状況変化への対応を期待する。</p>	
<p><b>A-1-(1)-②</b> 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<b>a</b>
<p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>・公立から委託された時は0才児1室での保育であったが2部屋利用できるようにし、トイレ、おむつ交換台、シャワーなど職員の動線を考慮し園児が常に目に入るよう改修工事した。また、保育室は日光浴や外気浴が出来るようピロティーを増設したり、プール遊びをし易く湯が使えるようにする等、安心して過ごせる適切な環境が整備されている。また、安全面への配慮から全園防犯カメラを設置し事務室で確認できている。</p> <p>・保育はスキンシップを大切に授乳、離乳食、おむつ交換を行い、家庭と連携を取りながら一人ひとりの状態に応じた丁寧な関わりがなされている。SIDに関する必要な知識が周知され、乳児を寝かせる場合には仰向けにし、呼吸や健康状態を15分毎に確認・記録しており、保育の内容や方法が十分配慮されている。なお、個々の指導計画を作成すると共に各種記録や評価は園児管理システムにより、個別管理が徹底され保育士等の事務時間減少へ繋げる実践であり評価に値するものである。</p>	
<p><b>A-1-(1)-③</b> 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<b>a</b>
<p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>・民間委託時には未満児エリアが狭く、入園希望が多くあっても受け入れ出来なかったため、1歳が利用出来るようにトイレの改修と部屋の増築や内装を行った。プール遊びがし易く湯が使えるようにしたり、防犯カメラの設置による安全面への配慮もなされ環境は適切に整備されている。また、子ども一人ひとりの心身の状態把握や日常の状態観察も十分され、記録は園児管理システムによる個別管理が徹底されている。</p> <p>・保育士は「自分で」という自己主張、自我の育ちを受け止め、基本的な生活習慣が身に付くように、子どもの状態や育ちについて家族へ伝えたり、年2回の個別面談等を実施して相談に応じる等、家庭との連携に配慮しており、保育の内容や方法が十分配慮されていると認められる。</p>	
<p><b>A-1-(1)-④</b> 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<b>a</b>
<p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>・子どもの育ちに応じ基本的な生活習慣の定着が図られている。また、子どもたちが交流出来るようコーナーや玩具、折り紙やお絵かき用の紙、クレパス・マジックペン・粘土・新聞紙・セロハンテープ・はさみ等、何時でも使用でき、ホールのピアノも何時でも弾けるように環境が整備されている。</p> <p>・運動会・発表会・お茶会等の各行事に年齢相当の課題を設けて友達と協力して一つのことをやり遂げ、それぞれの子どもの持っている力が発揮できるようプログラムする等、適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。また、各行事には保護者や地域・就学先の小学校を招待し、子どもたちの取り組んできた活動を伝える工夫がなされている。</p>	
<p><b>A-1-(1)-⑤</b> 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	<b>a</b>
<p>小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。</p> <p>・小学校との連携は児童要録を作成し小学校へ提出している。また、小学校の運動会でダンスを披露したり学校を見学させて頂く等、学校生活に見通しが持てるよう計画されている。また、保護者が子どもの小学校の見通しが持てるように個別面談で小学校のことを話合う等、保護者との関わりに十分配慮されている。</p> <p>・絵画展への出展や運動会での課題保育、発表会で子ども同士が協力して何かを作り上げ、問題を解決したり、知的好奇心を伸ばす劇や踊り、楽器演奏等へ挑戦する機会を多く取り入れる保育内容や方法に配慮されている。今後は保育者が小学校教員と意見を交流する場の検討を期待する。</p>	

## A-1-(2) 環境を通して行う保育

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>・保育士は優しく穏やかな声や表情で子どもたちに接しており、ホールや保育室には遊具や制作素材が工夫されて配置され安心して遊ぶ子どもたちの様子から、保育士との信頼関係が築かれていることが理解できる。保育室の採光や換気、保温は保育のひと区切り(約2時間程)をめどに調節する等、配慮しながら保育されている。室温は18℃～20℃に設定。室内には子どもたちの絵や作品が展示され、年長児の部屋には習字の作品が展示されていた。保育園ホールの中心にはミズキ団子が飾られる等、季節に配慮した装飾を園内から感じとれた。給食は3才以上児全員がホールで一緒に食事し、メニュー紹介やカミカミタイム(30回)が実施されている。その間に保育室へ午睡準備がされ、食事や睡眠のための生活空間を確保している。寝具の消毒として午睡布団や布団カバー等、毎週家庭への持ち帰りにより洗濯されている。トイレや手洗い場の設備は子どもに合わせた設備であり、掃除もゆき届き清潔に保たれている。</p>	
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
<p>基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。</p> <p>・基本的な生活習慣の確立が出来るよう、個人の持ち物を整理するロッカーが整備され、着脱した衣類を3才以上児は風呂敷に包み、また、未満児は自分のカゴへ片付ける等、工夫されている。毎月、身長・体重測定を実施、内科検診や歯科検診、歯科衛生指導はそれぞれ年2回実施し、自分の健康に関心を持ち病気の予防に心がけるよう肥満の子や、やせている子へ栄養指導を行っている。年齢に応じた一人ひとりの保育課題を用意し、お茶会、野菜作り、習字、剣道、絵画、リズム運動等を行ったり、各部屋やホールには遊びのコーナーを作り、それぞれ遊びを自由に出来るようにしている。また、0歳児の部屋は2間使えるように改修工事し静と動の空間を用意している。また、戸外には未満児用ブランコ、以上児用雲梯、タイヤ、二輪車、三輪車、ブランコを準備し外用のテーブルも用意する等、様々な用具を使って運動遊びができる環境が整備されている。</p>	
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>・遊具は年齢に応じたものを所定の場所に準備している。毎日リズム運動を行い全クラスの交流の場としたり、散歩に出かける時はお散歩兄弟(年長児からの縦割りグループ)を決めそれぞれお話し合っている。</p> <p>・お当番はそれぞれの年齢に応じて役割があり、年長児はほうきで玄関を掃く等取り組んでいる。また、生活目標を週一で決め、挨拶や物の片付け等全クラスが取り組み社会的ルールを身につけて行くよう配慮されている。描いた絵を個別に管理できる棚を用意し、自分で絵の管理をしている。</p> <p>・個人用の箱椅子は、様々な保育場面や自由遊びの際に自分のコーナーとして活用できるよう、工夫された箱椅子が使用されていた。</p>	
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>・保育園の畑5反歩を用意し、様々な野菜やお花を植え、子どもたちは散歩をかねて出かけ四季折々の自然に触れている。また、公民館主催の水木団子作りや大泉院の稚児行列、小学校運動会への参加、市の芸術祭、敬老会、老人施設等と交流を図り、社会体験が得られる機会を多く作っている。</p> <p>・保育園では祖父母の皆さんと、種まきや収穫祭で交流し、種まきの仕方や布巾縫いを教えてもらう等社会と関わる機会をつくっている。月1回、地球環境のお話しや絵本等を読んでもらい季節や自然に関する様々なことを学んでいる。</p>	
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>・絵本は年齢に応じて用意し、絵本、紙芝居は毎日読んでいる。保育環境として子どもが自由に絵画や制作を工夫して楽しめるように素材が用意されている。子どもが遊びの中で毎日リズム運動をし、体を鍛え、リズム感のある子を育てる配慮がされている。また、自由に歌ったり踊ったり、興味や関心に応じて様々な楽器を楽しめるよう自由に触れたり、ピアノも何時でも弾けるよう解放され、CDも何時でもかけられる環境が構成されている。</p> <p>・園内には写真や絵など、自然な形で文字が取り入れられ交通安全教育、防火教育、地球環境教育、栄養指導等の取り組みが掲示されている。</p> <p>・子どもたちは毎日の当番活動や行事等機会あるごとに人前で話す場面が準備され、体験させる工夫や配慮が指導計画等に盛り込まれている。</p>	

## A-1-(3) 職員の資質向上

A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
<p>保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。</p> <p>・保育士は自らの保育実践を振り返り、自己評価を園長に提出し園長がコメントして職員に返している。しかし、保育士が自己評価により、自らの保育改善を図るまでに至っていない、自己評価の精度を上げるためにも職員での学び合いと「自己評価ガイドライン」に基づく定期的な評価実施を望むものである。</p>	

## A-2 子どもの生活と発達

## A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
<p>子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われている。</p> <p>・家庭環境や生活リズム、身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分把握し、受容するための援助が保育計画へも記載されている。また、朝の登園時保護者から報告を受けた子の情報を記録し担当職員へ伝え、一人ひとりの環境に配慮しながら子どもたちが積極的に取り組んでいける劇、戸板飛び、縄跳び、跳び箱、三つ編み、一人で歌を歌うこと等、穏やかな言葉で働きかけ援助している。</p>	
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<p>障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。</p> <p>・入園時に保護者とよく話し合い、その子に合わせた個別計画を立て保育を実施し記録をとっている。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。</p> <p>・療養センターや市児童福祉課保健師、教育委員会と連絡を取り合い、相談や助言を受け成長の確認をしている。また、保育所全体の会議で報告したり意見やアドバイスをもらっている。</p> <p>・保護者とは送迎の時、日常的な情報交換や連携をし、必要に応じて個別面談を実施して情報の共有を図っている。</p>	
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
<p>長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。</p> <p>・延長保育に当てる保育室は玄関との連絡を取りやすい1室を長時間(18:00～19:00)保育に充てている。異年齢の子と遊べるように遊具をいろいろ置き、夕方6時過ぎの延長保育の子には、おにぎり等の軽食を用意し提供されている。保護者には毎月配布する献立表へ明記し知らせている。職員間の引き継ぎは適切になされている。保護者との連携は帰宅時で慌ただしく十分行えないため、個々に連絡帳を使用し連携を図っている。一定の保育環境整備は認められるが長時間にわたる保育のため、環境整備、保育内容や方法をさらに検討・改善され、よりよい長時間保育を期待するものである。</p>	

## A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
<p>子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。</p> <p>・入所時の子ども一人ひとりの健康情報を保護者から調査し、既往症や予防接種の状況、入所後の健康診断等を園児管理システムに入力し、子どもの健康情報は関係職員で確認でき、情報は周知共有されている。子どもの健康は年間の保健計画や月の保健活動計画を立て実施し、怪我対応マニュアル、発熱時対応マニュアルが作成されている。感染症のときは園児管理システムに表示され即時全員に情報の提供がされる。保護者に毎朝、子どもの検温を記録表へ記入してもらい、体調を把握し、乳児は睡眠中も15分毎に確認し睡眠管理表へ記入する等体調管理への配慮がされている。離乳食を始め除去食など子どもの体調を保護者に確認しながら個別に食事を作って提供している。</p>	
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
<p>食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。</p> <p>・その日のメニューを朝のうちに復唱し学んでいる。3才以上児はホールで友達や保育士と一緒に食事を楽しんでおり配膳や後片付けに参加出来るよう配慮されている。また、食育として野菜作りを育てた野菜が給食に使用される等、子どもたちにも食事が楽しみとなっている。さらに今年度から「カミカミタイム」を設け30回噛むことを栄養士が指導している。これらの活動は給食年間計画や月の給食計画、保育計画等に位置づけ栄養士が指導を工夫している。食事は季節によって戸外やテラス等での食事を取り入れたり、食事の量も食欲や個人差に応じて加減出来るよう工夫されている。延長保育で遅くなる子どもたちには、家庭での夕食も考え軽食おやつを提供している。子どもは調理員と言葉を交わしているが調理室の窓が高く、調理作業をしている場面が見えにくいのが残念である。</p>	
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
<p>子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。</p> <p>・離乳食を始め子ども一人ひとりの発育状況を考慮し調理されており、残食記録や検食簿のまとめ等から子どもたちの好き嫌いや食べる量を把握し、献立や調理への工夫に反映させている。おやつは週5日手作りする等、できる限り手作りを心がけている。また、年1回実施の「家庭の食事状況調査」により、家庭への栄養指導や簡単レシピの紹介等も行っている。栄養士や調理員は子どもたちの食事の様子を見たり話を聞いたり、また、食器の材質へも配慮しながら、給食関係者の話し合いは月1回定期的に行われている。法人の栄養士会議を毎月実施し献立や食材について検討されている。</p>	

A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
<p>健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科診断結果は保護者に通知しており、内科検診は特別指導があった場合、保護者に連絡している。また、これらの検診結果は園児管理システムに入力し、関係職員に周知されている。普段の保育で歯の染め出しを行い、歯磨き状況を確認し、一人ひとりに歯磨き指導する等保育計画へ反映された取組となっている。</li> <li>・毎月実施している身長や体重測定により1年間にどれだけ大きくなったか、実際に成長した分の長さ何cmの用紙を、子どもたちの目で分かるように渡ししている。</li> </ul>	

### A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
<p>アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー疾患は、入園時に保護者より聞き取りし、医師の診断書に従い、食事の献立や除去食期間等に配慮して食事を提供している。また、新しい食材は家庭で食べてから、保育園で提供している。他の職員が担当しても間違いが起こらないよう、除去食の子の食事には名前を付け、お盆を別にする等配膳に工夫し、食事は他の子と出来るだけ似たものになるよう工夫して調理されている。アトピー性皮膚炎の子に対しても主治医の指示を家庭から聞き、薬持参の場合は与薬表を提出してもらい、子どもの状況に応じて対応している。</li> </ul>	
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b
<p>調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室の水回りや床は毎日清掃や消毒を行い清潔に保たれている。全職員の検便は毎月実施され、ノロウイルス発生し易い冬のシーズンは給食担当者の検便にノロウイルスの検査を追加している。給食衛生管理マニュアルが作成され、今回は11月に見直しされている。</li> <li>・衛生管理に関する担当者・担当部署の設置を明確にし、担当者を中心に定期的な衛生管理に関する検討会、衛生管理マニュアルの研修会の開催、定期的なマニュアルの見直しを望む。</li> </ul>	

### A-3 保護者に対する支援

#### 3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
<p>食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の年間計画や月の給食活動計画により発育期にある子どもの食事の重要性や栄養・味付け・食べ方など保育所で配慮していることを知らせ、その日の給食は写真で掲示して子どもや保護者に伝えている。アンケート調査により家庭での食事状況を把握すると共に簡単レシピの提供や保護者からの食に関する相談の場を設け、子どもたちが作った野菜はよく食べることを知らせたり、肥満や痩せている子の保護者へ栄養指導を行っている。毎月の献立表事前配布や給食便りの発行で、保育所の献立、離乳食献立など保護者に関心を持ってもらうようにしたり、食材や食器の素材の安全性に留意していることを保護者に伝えている。</li> <li>種まき、収穫祭、お誕生会には参加された家族の方々に給食を提供している。</li> </ul>	
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
<p>送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎の際の対話や連絡帳への記載で日常的な情報交換が行われ、日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係が築かれている。また、年2回実施される個別面談で保護者と話したり、連絡を取り合ったことは園児管理システムに個別に記録され情報は職員で共有されている。</li> <li>・保育園の季節の行事やお茶会などへ保護者が参加できる機会を設け、子どもの成長を共に喜び、さらに、これらの機会に相談を受ける等積極的な取組をされている。</li> </ul>	
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b
<p>懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園説明会で保育園の事業について説明し、「入園児童状況」の個別聞き取り調査を実施している。保育園の行事ごとに保護者からアンケートを取り、感想や意見を聞いている。個別面談は年2回実施、保護者会主催のスポーツ交流会と懇親会を実施している。しかし子どもの発達過程や問題、育児の方法等について共通理解を得るための取組は日常的な対話や懇談会の他に保護者の保育参加などの取組や工夫が期待される。</li> </ul>	
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b
<p>虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、子どもの心身の状態に配慮しているが、児童虐待対応マニュアルが不整備である。</li> <li>早急な児童虐待対応マニュアルの整備を求めると共に職員研修、児童虐待防止について保護者への啓発を望むものである。</li> </ul>	